

櫻井よしこ氏を相手取った名誉棄損裁判のために  
弁護団とともに札幌地裁へ向かう植村隆氏（右から4人目）

シンポジウム

# 今、言論・表現の 自由のために

あなたは、「捏造記者」の汚名をきせられた植村隆氏のことを知っていますか？

1991年、朝日新聞大阪本社版に一つの記事が載った。実名を公表し、日本政府を相手取って裁判を起こした元朝鮮人従軍慰安婦、金学順さんの証言を取材した記事だった。執筆者は同紙記者だった植村隆氏。当時、金学順さんのことは、読売・産経新聞を含む主要他紙も同様に報じており、決して突出した偏向的記事だったわけではない。にもかかわらず、朝日新聞と植村記者は、一部週刊誌など歴史的事実のみ消しを意図する勢力から一方的にターゲットにされて、猛烈なバッシングにさらされることになる。彼らは植村氏のことを「捏造記者」と呼んだ。ヒステリックな攻撃が、ネットを通じて拡散され、ついには自らの家族への脅迫にまで及んだとき、植村氏は闘いを決断する……

今、私たちの社会を「もの言えば唇寒し」という空気が覆いつつある。権力と同調したメディアが情報操作と扇動を行い、それに煽られた人々が弱者や体制批判者を徹底的に痛めつけるという異様な集団同調主義の構造が広がっている。今回、植村氏をはじめ「言論・表現の自由」のために身を賭して立ち上がった三名の方にお越しいただき、民主主義の要である「言論・表現の自由」を守るために、私たちがどのように闘っていくべきなのかを考える。

2016年 **11月16日(水)**  
19:00～21:30 (開場 18:45)

会場：武蔵野スイングホール  
資料代：500円 (高校生以下無料)

主催：むさしの憲法市民フォーラム  
(連絡先：高木 0422-21-7705)







## シンポジウム

# 今、言論・表現の自由のために

平成 24 年に決定された自民党の憲法改正草案は、現憲法第 21 条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する」に、新たに第 2 項を加え、「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない」としています。これは、大日本帝国憲法第 29 条の「日本臣民は法律の範囲内において言論・著作・印行・集会及び結社の自由を有す」と同じです。いや、これまで憲法は集団的自衛権を禁止しているとしてきた解釈を一内閣の閣議で変更し、「私がトップですから」と言って恥じない安倍内閣は、法律で決めなくても、自分が気に入らない言論・表現は公の秩序を害するとして禁止するつもりかもしれません。

今、民主主義の要である「言論・表現の自由」が危機に瀕しています。①今起きている状況を正しく知り、②国家権力の統制をどう跳ね返していくか、③さらに、ヘイトスピーチを始めとする、人々の中に憎しみを煽り立てる右翼的な言論・表現とどう闘っていくかを、みんなで考えていきたいと思えます。

## 【パネリスト】



うえむら たかし

### 植村 隆 氏

元朝日新聞記者。韓国カトリック大学客員教授。元従軍慰安婦の証言を巡る 1991 年の記事を発端に、卑劣な個人攻撃と脅迫の被害を受ける。バッシングの発端となった記事の執筆者を名誉棄損で提訴し、係争中。



かんばら はじめ

### 神原 元 氏

弁護士として植村弁護団の事務局長を務める。また、ヘイトスピーチに対抗する活動に最前線で行き組み、差別感情を煽る「ヘイト本」の出版をめぐる虚偽・名誉毀損裁判では、和解金と謝罪文を勝ち取った。



だいで さとし

### 醍醐 聰 氏

東京大学名誉教授。専門は財務会計学。市民団体「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」共同代表を務め、萩井勝人現会長の下、政権の広報機関に成り下がりがつつある NHK の現状に警告を発している。

## 【むさしの憲法市民フォーラムとは】

「むさしの憲法市民フォーラム」は、1997 年以来毎年 5 月に、手づくりによる憲法記念行事を企画・実行してきた市民のグループです。また、政治や社会の情勢に合わせ、憲法に関わる学習会や、ニュースの発行などにも取り組んでいます。

今、まともな議論に応じることもなく、暴走気味に改憲つきすすんでいく安倍政権の危険な流れに対して、市民一人ひとり、国民一人ひとりが、しっかりと憲法への意識を持ち、声を上げていくことが求められています。私たちは、武蔵野から声を上げ、憲法改悪に反対する大きなうねりの核となっていきます。(ホームページ <http://kenpou-forum.jp/>)